

松原市立松原第六中学校

いじめ防止基本方針(概要)

1. 基本方針

1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『全ての子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有している。支援教育を、全ての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものととらえ、学校全体での組織的な取組みとして推進し、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもの尊い命を守ることができる安全で安心な学校づくりを進めることが重要である。』ということを教職員が共通認識し、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織 (校内調査組織と兼ねることも可)

①組織名〔 いじめ防止対策委員会 〕

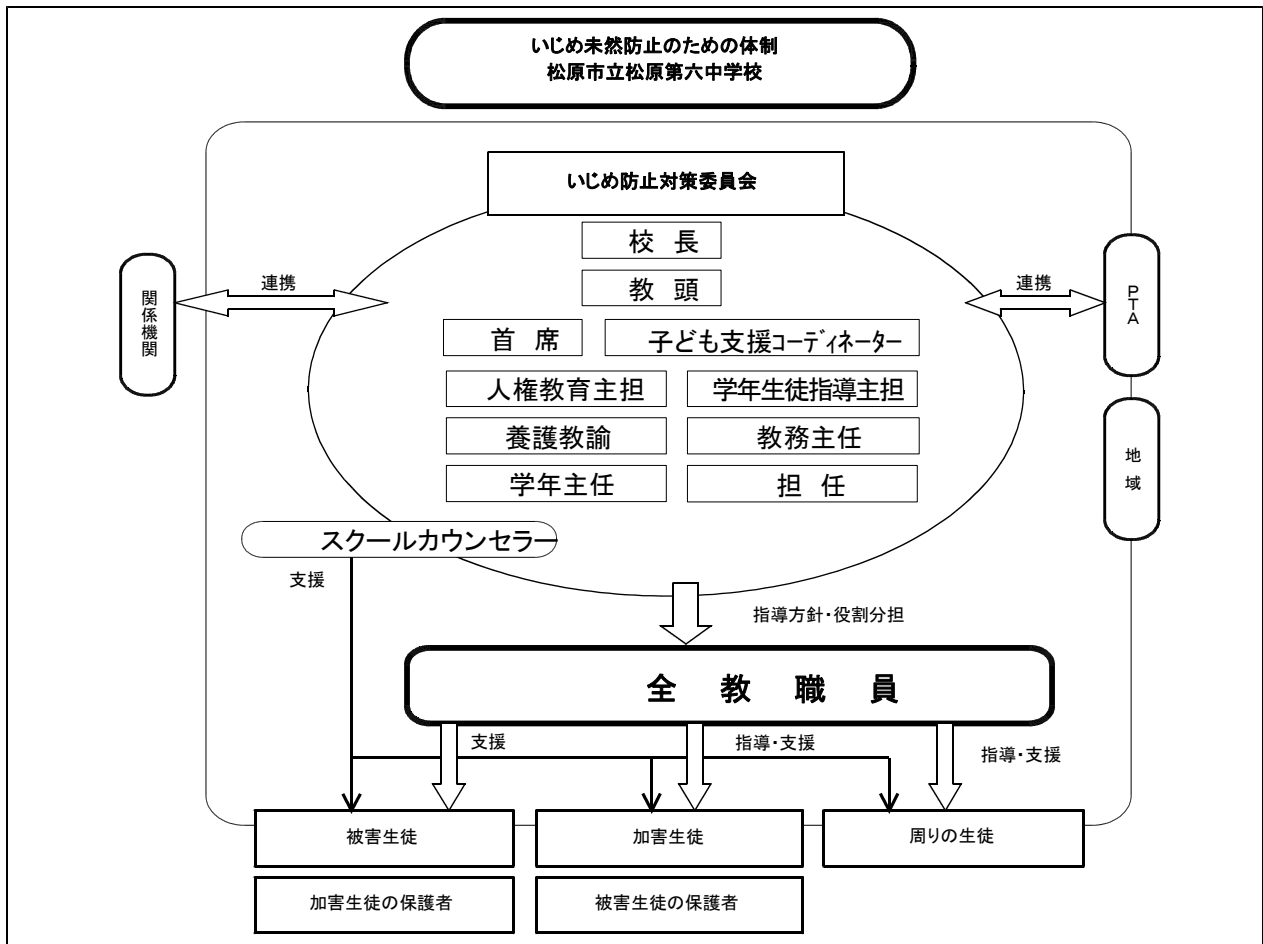
②構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、全体生徒指導、人権教育担当、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

③組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ その他(各学校独自の取組みがあれば)

④組織図及び指導体制：相談窓口の担当者（全体生指）（養護教諭）



⑤取組み状況の把握と検証

3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応
 (1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自身が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

具体的には、

- ①学校の教育活動全体を通じた心の育成
- ②生徒の主体的な活動の推進
- ③教職員の資質の能力向上
- ④早期発見・早期対応

(2) 未然防止、早期発見のための取組み

1 未然防止のために

- ①いじめに向かわない態度・能力の育成
- ②いじめが生まれる背景と指導上の注意
- ③自己有用感や自己肯定感を育む

2 早期発見のために

○アンケート調査等の充実、保護者との連携

(3) いじめ認知後における早期対応の取組み（いじめ対応M参照）

1 基本的な対応

- 2 緊急・重篤な事案への対応
- 3 ネット上のいじめへの対応